

専決処分の報告について

(直営清掃車両運転中に発生した事故に係る示談処理)

1 事故の発生

令和4年6月24日(金)午後2時8分頃、区の直営清掃車両が、ごみ排出のルール順守をお願いする看板をごみ集積所に設置するため、南町10番6号付近にて停車したところ、後続車(相手方車両)が接近してきたため、車両を発進させ、豊島区池袋三丁目32番付近交差点まで前進した。

職員は、相手方車両を先行させようと同交差点を右折したが、前方から自転車が対向してきたこと及び狭隘路地であったことから、このままではすれ違いうことが出来ないと判断したため、一旦停車し、後退を始めた。

相手方車両は既に交差点を通過したものと思い込んでしまい、そのまま後退を続けたが、相手方車両は当該交差点を通過しておらず、左折しようとして一時停止していた。

職員はこれを視認できず、清掃車両の左後部が相手方車両の右後方側部と接触したものである。(事故現場付近の地図及び見取図等は裏面)

2 損害の程度

- | | | |
|---------|---------------|---------|
| (1) 相手側 | 物的損害：車両右後側部損傷 | 人的被害：なし |
| (2) 区側 | 物的損害：車両左後部微小痕 | 人的被害：なし |

3 示談の相手方

埼玉県さいたま市所在の法人

4 損害賠償額

金11,000円

5 示談成立日及び専決処分の日

令和4年9月26日(月)

6 示談の処理

示談金として金11,000円を支払う。

区の契約先損害保険会社を通じて、相手方から区に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、今後裁判上並びに裁判外を問わず何ら異議の申し立て、請求及び訴の提起等を行わないとする「損害賠償に関する承諾書(免責証書(物損用))」の提出を受け示談した。

7 損害賠償金の支払

賠償額は、区が契約している自動車賠償保険から支払われた。

8 事故再発防止策等の実施

同車種に乗務する職員を集めて緊急ミーティングを実施し、事故原因の分析とともに、危険個所をピックアップし、職員間で情報共有を行った。

また、事故の再発防止を目的に志村警察署警察官を講師とする「安全運転実技講習会」を開催した。

今後も安全教育の推進と指導を徹底し、事故の発生防止と安全運転に努めていく。

9 事故現場（地図）



10 事故現場交差点（写真）



11 事故状況見取図

